

買主等に対するより適確な情報提供に関する論点 (総論関係)

- 1 .不動産取引における買主等への情報提供については、各種情報提供のあり方について、売主・買主・取引に関与する者(宅地建物取引業者、宅建業者以外の専門家(インスペクション実施者等))のそれぞれの役割と責任について整理の上、検討を行う必要があるのではないか。
- 2 .情報提供は、具体的には、広告、重要事項説明、告知書及び専門家による情報提供(インスペクション等)の形態で行われているが、それぞれの情報提供方法の役割及び特徴を明らかにし、それらを踏まえて内容を精査することで、適確な情報提供が行われることを確保すべきではないか。
- 3 .これらの情報が取引の市場において適確に伝達され活用されるためには、買主等が取引の当事者として情報を理解し判断できることが不可欠であり、これら全体を支援する仕組みが必要ではないか。また、買主等に対する不動産取引に関する一般的な知識の普及を図ることが必要ではないか。